



～ブロック塀の撤去を補助します～

「民間危険ブロック塀等撤去支援事業補助金」

地震の発生時における避難路の確保や防災安全のため、危険なブロック塀を撤去する費用に対して補助金を交付します。

対象となる方 ■市内にある危険ブロック塀等の所有者（個人又は法人）、及び所有者の承諾を得た者で、市税を滞納していない者

対象ブロック塀 ■補助の対象となるブロック塀等（コンクリートブロック塀及び組積造の塀）は次の条件を全て満たすものが対象です

- ①三豊市内に設置されたもの
- ②一般の通行の用に供している道（通路等を含む。以下「道路」という。）に面しているもの
- ③別表チェックリストに1項目以上の不適合項目があるもの
- ④道路の地盤面からブロック塀の頂部までの高さが1.2mを超えるもの
- ⑤倒壊した場合に道路の通行の妨げや危険を及ぼすもの

対象となる工事 =下記のすべてに該当する工事が対象です=

- ①道路に面したブロック塀等を全て撤去する工事
ただし、次のいずれかに該当する場合はその要件を満たすこととします。
(ア)ブロック塀等を撤去し、フェンスを設置する場合は、ブロック塀等を道路の地盤面から40cm以下まで撤去する工事
(イ)ブロック塀等が土留め壁を兼ねている場合は、ブロック塀等を道路の地盤面から40cm以下まで撤去する工事
(ウ)ブロック塀等が擁壁等の上にある場合は、ブロック塀等を全て撤去する工事
- ②①の工事を本市に本店を置き、建設業法の許可または建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律による登録を受けた業者（個人事業者を含む）

補助額 ■ブロック塀の撤去及び処分に要した費用の80%で、16万円を上限とします。

申請 ■期 間 平成31年4月1日(月)から予算終了まで
午前9時～午後5時（土日、祝日は除く）
■場 所 三豊市危機管理センター 1階 建築住宅課窓口
■提出書類 交付申請書(様式第1号)に次の書類を添付してください。
①ブロック塀等の所有者が確認できる書類
②市税の滞納がないことの証明書
③ブロック塀等チェックリスト
④工事見積書
⑤誓約書(様式第2号)
⑥ブロック塀等の配置図
⑦現況写真
⑧その他市長が必要と認める書類

その他 ■すでに撤去しているものや交付決定までに工事にとりかかっているものは、補助の対象になりません。
■工事の変更や中止をする場合は、事前に建築住宅課までご相談ください。
■2月末までに実績報告を提出できない場合は、交付決定が取消となります。

問い合わせ先 建築住宅課 電話 0875-73-3044

補助金には、上記以外の要件があります。別紙 Q&A をご覧ください。申請書類については、事前にお問い合わせ下さい。三豊市ホームページからもダウンロードできます→<http://www.city.mitoyo.lg.jp>

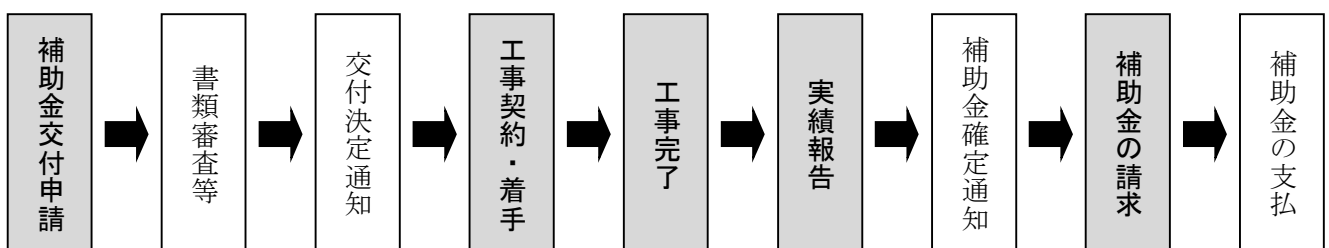
別表1 ブロック塀等チェックリスト（補強コンクリートブロック塀）

	点検項目	点検内容	点検結果	
			適合	不適合
1	高さ	2.2m以下である	はい	いいえ
2	壁の厚さ	高さ2mを超える塀で15cm未満である	いいえ	はい
		高さ2m以下で10cm未満である	いいえ	はい
3	鉄筋	壁頂、基礎は横方向に、壁の端部及び隅角部は縦方向に、それぞれ9mm以上の鉄筋が入っている	はい	いいえ 不明
		壁内に径9mm以上の鉄筋が縦横80cm以内の間隔で配筋されている	はい	いいえ 不明
4	控え壁	高さが1.2mを超える塀の場合、3.4m以内ごとに、鉄筋が入った控え壁が塀の高さの1/5以上突出している	はい	いいえ
5	基礎	丈が35cm以上で根入れ深さが30cm以上の鉄筋コンクリート造の基礎がある	はい	いいえ 不明
6	傾き ひび割れ	全体的に傾いている、又は1mm以上のひび割れがある	いいえ	はい
7	ぐらつき	人の力で簡単にぐらつく	いいえ	はい
8	その他	塀が土留め壁を兼ねている、又はまた石積み擁壁等の上にある	いいえ	はい

別表2 ブロック塀等チェックリスト（組積造の塀等）

	点検項目	点検内容	点検結果	
			適合	不適合
1	高さ	1.2m以下である	はい	いいえ
2	壁の厚さ	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上ある	はい	いいえ
3	控え壁	4m以内ごとに壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出している、又は壁の厚さが必要寸法の1.5倍以上ある	はい	いいえ
4	基礎	根入れ深さが20cm以上ある	はい	いいえ 不明
5	傾き ひび割れ	全体的に傾いている、又は1mm以上のひび割れがある	いいえ	はい
6	ぐらつき	人の力で簡単にぐらつく	いいえ	はい
7	その他	塀が土留め壁を兼ねている、又はまた石積み擁壁等の上にある	いいえ	はい

補助金交付の流れ



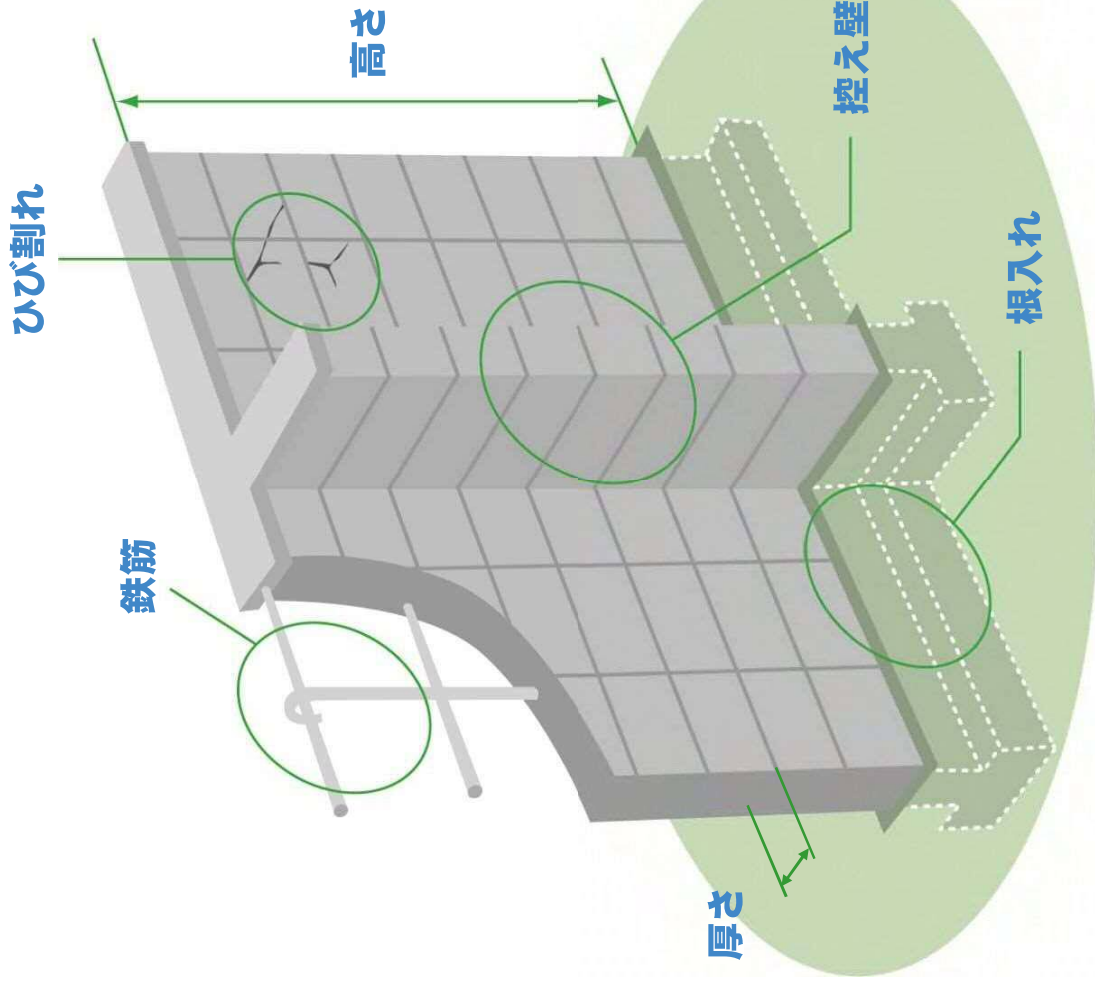
ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。
 まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか
 - ・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か
 - ・塀の厚さは10cm以上か。（塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上）
- 3. 控え壁はあるか。（塀の高さが1.2m超の場合）
 - ・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか
 - ・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か
 - ・塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 塀に鉄筋が入っているか

- ・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
- ・基礎の根入れ深さは30cm以上か。（塀の高さが1.2m超の場合）



組積造（れんが造、石造、鉄筋のないブロッコ造）の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

三豊市民間危険ブロック塀等撤去支援事業補助金 Q&A

本補助金のご利用にあたり、ご質問が多い事項について、回答を掲載しておりますのでご確認ください。

Q1 どのような人が申請できますか。

A 市内にある危険ブロック塀等の所有者（個人又は法人）及び所有者から撤去の同意を得ている者で、本市市税を滞納していない者です。

Q2 どのようなブロック塀が対象となりますか。

A 補強コンクリートブロック塀、組積造（れんが塀、石積塀等）の塀及びその他これらに類する塀（塀に付随する門柱・門扉）で次の条件を全て満たすものが対象となります。

- ①三豊市内に設置されたもの
- ②一般の通行の用に供している道（通路を含む。以下「道路」という。）に面しているもの
- ③別表チェックリストに1項目以上の不適合項目があるもの
- ④道路面からブロック塀の頂部までの高さが1.2mを超えるもの（別添参考図）
- ⑤倒壊した場合に道路の通行の妨げや危険をおよぼすもの

Q3 コンクリートブロック塀にどれくらい鉄筋が入っているかわかりません。

A チェックシートの鉄筋欄で不明を選択してください。なお、不明の場合は不適合項目としてはカウントしません。

Q4 ブロック塀と道路の間に水路がありますが対象になりますか。

A ブロック塀が倒壊した際、道路に影響があるおそれがある場合に補助対象となりますので、申込時に現地確認させていただきます。

Q5 どのような工事が補助対象になりますか。

A 補助の対象となる事業（補助対象事業）は、下記の要件を満たす工事です。

①道路に面したブロック塀等を全て撤去する工事

ただし、次のいずれかに該当する場合はその要件を満たすこととします。

- (ア)ブロック塀等を撤去し、フェンスを設置する場合は、ブロック塀等を道路の地盤面から40cm以下まで撤去する工事
- (イ)ブロック塀等が土留め壁を兼ねている場合は、ブロック塀等を道路の地盤面から40cm以下まで撤去する工事
- (ウ)ブロック塀等が擁壁等の上にある場合は、ブロック塀等を全て撤去する工事

②①の工事を建設業法第3条第1項の許可を受けた建設業者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項の登録を受けた解体工事業者で市内に本店を有する法人、又は個人の施工業者に請け負わせるもの

③当該年度の2月末までに工事が完了し、実績報告書が提出できるもの

Q6 市内業者について、「本市の区域内に本店住所を有すること」をどのように確認するのですか。

A 法人の場合は、市税務課に、本店住所を本市区域内住所として「法人異動届（設立）」を提出している業者です。業者見積を取る前などに、業者に確認してください。

Q7 市内業者について、建設業法等の許可を受けていることをどのように確認するのですか。

A 建築住宅課窓口で確認できますので見積書を依頼する前に問い合わせてください。

Q8 補助金額の額はいくらになりますか。

A 補助対象事業費の **80パーセント**に相当する額とし、**16万円が上限**です。
(※算出した額の1,000円未満は切り捨てになります。)

Q9 申請前に着手している撤去工事も、補助対象となりますか。

A **工事が完了しているものや、申請前に着手している場合は、補助対象となりません。**補助金交付決定通知書が届いてから撤去工事に着手してください。交付決定前に着手していることが判明した場合は、交付決定が取消となりますのでご注意ください。

Q10 申請にはどのような書類が必要ですか。

A 申請時には、民間危険ブロック塀等撤去支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に①～⑨の書類を添付の上、ご提出ください。

市税完納証明書は税務課又は各支所の窓口で交付申請をしてください。本人以外が申請する場合は、委任状が必要となります。

① ブロック塀等のある土地及び建物の所有者が確認できる書類(写し可)

・固定資産税納税通知書等、所有者が確認できる書類が必要となります。

② 申請者及びブロック塀等の所有者の市税完納証明書:1か月以内のもの

・本市市税に滞納が無いか確認するために必要となります。

③ ブロック塀等チェックリスト(別紙1又は別紙2)

・申請者又は業者でブロック塀等の状態をチェックしてください。

・ブロック塀等の種類により様式が異なりますので注意してください。

④ 工事見積書

・工事内容がわかる書類(内訳等)をあわせて提出してください。

⑤ 誓約書(様式第2号)

・制度の趣旨を理解されていることを誓約していただきます。

⑥ ブロック塀等の配置図

・敷地平面図等にブロック塀等の位置や道路を記載してください。(別添参考図)

⑦ 現況写真

・補助対象ブロック塀等の全景、及び著しいひび割れや傾き等危険箇所が判別できるものを提出してください。(別添参考図)

⑧ 債権者登録申出書

・補助金を入金する口座を登録するための書類です。

⑨ その他市長が必要と認める書類

・上記以外で必要と認められる書類がある場合に市から提出を求めます。

Q11 申請等の手続きを市内業者が代行することは可能ですか。

A 手続きの代行は可能ですが、申請事務代行届(様式第3号)の提出が必要となります。

Q12 工事中に隣地の人とトラブルが発生しましたが、どうすればよいですか。

A 誓約書にあるように自らの責任において解決してください。市は一切関与しません。

Q13 工事中に、工事内容に変更があった場合、再度の申請は必要ですか。

A 交付決定後に工事内容等を変更する際は、「補助金変更等申請書（様式第5号）」による申請が必要な場合があります。変更申請が必要な場合は、**工事着手前**に変更内容が確認できる書類（見積書、工事箇所の分かる書類、施工前の写真など）を申請書に添付し、建築住宅課まで提出してください。審査後、改めて市から「補助金交付決定変更等通知書」を送付しますので、通知書が届いてから、着手してください。
※交付決定後に工事内容等の変更がある場合は、必ず工事着手前に建築住宅課までご相談ください。

Q14 実績報告はいつ行えばよいですか。また、どのような書類が必要ですか。

A 撤去工事の支払い完了後は、速やかに（約20日）、**民間危険ブロック塀等撤去支援事業補助金実績報告書（様式第7号）**に①～⑥の書類を添付の上、ご提出ください。

※補助事業完了日（撤去工事の支払いが完了した日）から、実績報告書の提出日が大幅に遅れる場合は、理由書等の提出を求めることがあります。

- ① **補助対象工事の請負契約書又は注文請書の写し（内訳含む）**
 - ・市内業者との契約書等の写しと、工事内容がわかる書類（内訳等）を提出してください。
- ② **補助対象工事に要する経費の支払いが確認できる書類の写し**
 - ・補助対象事業費を支払った領収書等、市内業者に支払った事や金額がわかるものです。契約書等の写しの額と同額となるものがが必要です。
※領収書の場合、氏名の姓・名、但し書、印紙を忘れずにお願いします。
- ③ **工事状況写真**
 - ・工事の実施中及び施工後の写真を提出してください。
- ④ **撤去したブロック塀等を処分したときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の3第1項の産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票の写し**
 - ・ブロック塀等の処分を完了したことを確認する書類です。
- ⑤ **その他市長が必要と認める書類**
 - ・上記以外で必要と認められる書類がある場合のみご提出ください。
- ⑥ **民間危険ブロック塀等撤去支援事業補助金交付請求書（様式第9号）**
 - ・補助金を入金するために必要な書類です。事前に登録した口座を指定してください。
日付、発番等は実績報告の審査後に記入しますので、空欄でお持ちください。

Q15 2月末までに実績報告書が提出できない場合、どのようになりますか。

A 期限までに実績報告書の提出できない場合は、補助対象外となり交付決定が取消となりますのでご注意ください。また、次年度への交付決定の持ち越しはできません。
実績報告書の提出期限は**翌年2月28日**です。

Q16 補助金はいつ振り込まれますか。

A 実績報告書の提出後、約一か月後に指定された口座へ振り込まれます。事前に振込日を記した書類を、申請者の方へ送付いたします。

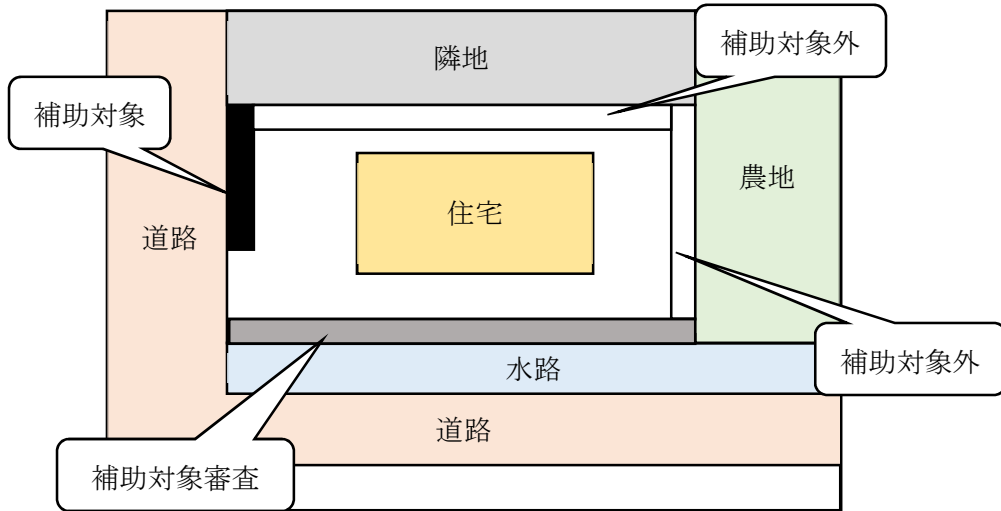
Q17 ブロック塀を撤去した後、改めてブロック塀を設置してもいいですか。

A 新しくブロック塀を設置しても構いませんが、誓約書にあるように建築基準法等法令に違反したものを設置した場合は補助金を返還していただく場合があります。

●参考図

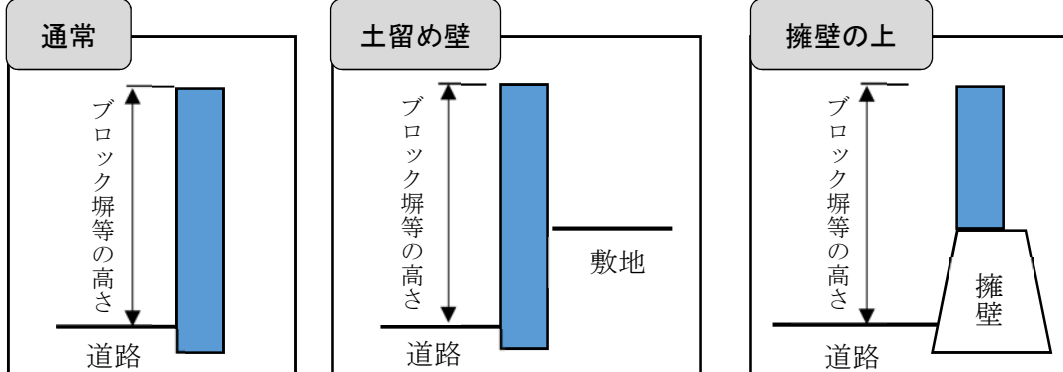
道路に面するブロック塀等

道路に面したブロック塀等は次のとおりです。隣地や農地に面したブロック塀は対象となりません。なお、水路が介在する場合は現地判断します。



※ブロック塀等の配置図は上図を参考に作成してください。

ブロック塀等の高さの測り方



現況写真の撮り方

①全景

ブロック塀等の全体を撮影しているもの

②危険箇所が判別できるもの

ひび割れなどが確認できるように拡大撮影したもの

